

神奈川県行政書士会会則施行規則

(趣 旨)

第 1 条 神奈川県行政書士会会則（以下「会則」という。）第 27 条に定める業務組織及び第 82 条に基づき本会の運営を円滑に行うためこの規則を定める。

(正副会長会)

第 1 条の 2 会務の執行に関する事項を協議するため正副会長会を置く。

- 2 正副会長会は、会長及び副会長をもって構成する。
- 3 正副会長会は、会長が招集する。
- 4 部長及び事務局長は、会長より答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

(業務組織)

第 1 条の 3 会則第 27 条第 2 項による業務組織は、他の規則で特別に定めるもののほか、別表 1 のとおりとする。

- 2 会長は、理事会の承認を得て、特定の目的を達成するため、ワーキンググループを設置することができる。
- 3 ワーキンググループは、その目的を明確にするため、「〇〇ワーキンググループ」と名称を特定するものとする。
- 4 各部に部長、副部長を置き、ワーキンググループに座長、副座長を置く。
- 5 部長、副部長、座長及び副座長は、個人会員の中から理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 6 会長は、部長、副部長、座長又は副座長（以下「部長等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の承認を得てこれを解嘱することができる。
 - (1) 辞任の申出があったとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (3) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
 - (4) 部長等たるにふさわしくない非行があったとき。
- 7 会長は、部長等が前項の規定により解嘱となったときは、個人会員の中から理事会の承認を得て後任の部長等を委嘱することができる。
- 8 部長が第 6 項の規定により解嘱となったときは、後任の部長が委嘱されるまでの間は、副部長が部長の職務を行う。
- 9 座長が第 6 項の規定により解嘱となったときは、後任の座長が委嘱されるまでの間は、副座長が座長の職務を行う。
- 10 第 6 項の規定にかかわらず、部長等が本会の会員でなくなったときはその職を退任する。第 7 項乃至第 9 項の規定は退任の場合に準用する。
- 11 会長は、本会の業務に関して業務組織を横断的に活用して取り組むべき課題を処理するため、理事会の承認を得て本部を設置することができる。本部の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(業務分掌)

第 2 条 前条の各部の業務分掌は次のとおりとする。

1 総務部

総務部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の品位保持のための指導及び連絡、並びに雇用行政書士の排除（行政書士法人への雇用を除く。）に関する事。
- (2) 会長印、その他の会印の保管に関する事。
- (3) 文書の收受、発送及び保存と庶務に関する事。
- (4) 日本行政書士会連合会（以下「連合会」という。）の委任に基づく会員の登録、入会及び退会、その他人事に関する事。
- (5) 新規入会者及び行政書士試験合格者への説明会の開催に関する事。
- (6) 文書管理システムの維持管理に関する事。（企画部所管業務を除く。）
- (7) 総会、理事会、部長会等会議の開催に関する事。
- (8) 会員の福利厚生に関する事。
- (9) 会員名簿の作成及び発行に関する事。
- (10) 行政書士試験への協力に関する事。
- (11) 事務局の管理に関する事。
- (12) 前各号に付帯する事項
- (13) その他他の部に所属しない事項

2 経理部

経理部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入会金、会費及び登録事務取扱交付金等の徴収に関する事。
- (2) 予算及び決算に関する事。
- (3) 金銭及び物品の出納保管に関する事。
- (4) 資産の管理に関する事。
- (5) 業務関係図書及び物品の購入の斡旋、頒布に関する事。
- (6) 支部会計担当者会議に関する事。
- (7) 前各号に付帯する事項

3 法規監察部

法規監察部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 行政書士法及び関係法令、会則、規則等の調査、研究並びに指導に関する事。（各業務部において行う業務に関するものは除く。）
- (2) 官公署、連合会その他諸団体等に対する行政書士制度に係わる意見書、要望書、陳情書等の作成及び関連情報の収集に関する事。（各業務部において行う業務に関するものは除く。）
- (3) 会則、規則等の立案、運用及び解釈に関する事。
- (4) 行政書士関係法令集の整備に関する事。
- (5) 訴訟に関する事。
- (6) 非行政書士の排除に関する事。
- (7) 非行政書士の営業行為の調査に関する事。
- (8) 非行政書士行為の情報の収集に関する事。
- (9) 名義借りの排除に関する事。
- (10) 監察連絡員の業務に関する事。
- (11) 前各号に付帯する事項

4 広 報 部

広報部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会報の編集及び発行に関すること。
- (2) 行政書士及び行政書士制度の広報活動に関すること。
- (3) 行政書士制度広報月間事業の広報活動及び総括に関すること。
- (4) 本会ホームページの管理・運営に関すること。
- (5) 前各号に付帯する事項

5 企 画 部

企画部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 行政書士の業務に係わる企画、調査、研究及び指導に関すること。
- (2) 文書管理システム等の情報化の推進に関すること。
- (3) 報酬の調査研究及び報酬の額の統計調査に関すること。
- (4) 新規業務の推進について官公署、関係団体等との連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に付帯する事項

6 研 修 部

研修部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員に対する研修の実施に関すること。(各業務部において行う研修に関するものは除く。)
- (2) 講演会等の実施に関すること。
- (3) 前各号に付帯する事項

7 相 談 部

相談部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 国、県、市町村等の機関における無料相談会の実施に関すること。
- (2) 行政書士制度広報月間の相談業務の実施に関すること。
- (3) 支部無料相談会の支援に関すること。
- (4) 会員のための相談コーナーに関すること。
- (5) 相談員のための実務研修会に関すること。
- (6) 市民相談センターに関すること。
- (7) 前各号に付帯する事項

8 運 輸 警 察 部

運輸警察部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 自動車・運輸関連、道路使用等の業務の調査、研究及び指導に関すること。
- (2) 風俗営業、古物営業、食品衛生等の業務の調査、研究及び指導に関すること。
- (3) 前各号の業務関係法令等の情報収集に関すること。
- (4) 関係官庁及び諸団体との連絡協議会等の開催に関すること。
- (5) 会員のための実務研修会の開催に関すること。
- (6) 前各号に付帯する事項

9 建 設 環 境 部

建設環境部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 建設・宅建・廃棄物・農地法・開発等の業務の調査、研究及び指導に関すること。
- (2) 前号の業務関係法令等の情報収集に関すること。
- (3) 神奈川県県土整備局事業管理部建設業課窓口における相談業務に関すること。

- (4) 官公署との連絡協議会等の開催に関する事。
- (5) 会員のための実務研修会の開催に関する事。
- (6) 前各号に付帯する事項

10 民事法務部

民事法務部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 権利義務、法人法務・経営支援、社労等の業務の調査、研究及び指導に関する事。
- (2) 前号の業務関係法令等の情報収集に関する事。
- (3) 会員のための実務研修会の開催に関する事。
- (4) 前各号に付帯する事項

11 国際部

国際部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 出入国・帰化・在留等の国際業務の調査、研究及び指導に関する事。
- (2) 前号の業務関係法令等の情報収集に関する事。
- (3) 官公署、関係団体との連絡調整に関する事。
- (4) 外国人無料相談会の開催に関する事。
- (5) 会員のための実務研修会の開催に関する事。
- (6) 前各号に付帯する事項

(部の組織)

第 3 条 各部の業務を行うため、各部に部員若干名を置く。

- (1) 部員は個人会員の中から理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- (2) 部長は、部の業務を主管する。
- (3) 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (4) 部長が部の業務を執行するとき及び業務執行に際して本会外に文書（電磁的記録によるものを含む。）を発簡するときは、あらかじめ会長の決裁を経なければならない。
- (5) 業務の分担のうち、どの部にも所属しない事項があるときは、各部長が協議の上所属を決定する。
- (6) 第 1 条の 3 第 6 項、第 7 項及び第 10 項の規定は、部員について準用する。この場合において「部長等」とあるのは、「部員」と読み替えるものとする。

(ワーキンググループの組織)

第 3 条の 2 各ワーキンググループの業務を行うため、各ワーキンググループに委員若干名を置く。

- (1) 委員は個人会員の中から理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- (2) 座長は、ワーキンググループの業務を主管する。
- (3) 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (4) 座長がワーキンググループの業務を執行するとき及び業務執行に際して本会外に文書（電磁的記録によるものを含む。）を発簡するときは、予め会長の決裁を経なければならない。
- (5) 第 1 条の 3 第 6 項、第 7 項及び第 10 項の規定は、委員について準用する。この場合において「部長等」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(部長会)

第 3 条の 3 重要な業務の協議及び各部の連絡調整を図るため部長会を置く。

- 2 部長会は、会長、副会長、部長及び事務局長をもって構成する。
- 3 部長会は、会長が招集する。

4 部長会は、次の事項について協議のうえ決定する。

- (1) 理事会の議に付する事項
- (2) 各部の連絡並びに調整
- (3) その他部長会で協議することを相当と認めた事項

(常務理事)

第 3 条の 4 常務理事は、総務部と連携し事務局の行う事務処理に関連する職務を管理する。

2 常務理事は、前項のほか正副会長会、部長会、各委員会等と連携して神奈川県庁関連部署、市町村、士業団体、友誼団体、マスコミ等との折衝、事前打ち合わせ等及び会長の指示に基づく職務を行うものとする。

(事務処理)

第 4 条 事務局長及びその他の職員は、各部の事務を処理し、常に整理整頓をしておかなければならない。

(責 務)

第 5 条 会員は、本会からの照会、連絡及び指導、勧告のうち回答を求められた事項については、遅滞なくこれに応答しなければならない。

(入会届と職印届)

第 5 条の 2 会則第 6 条の 2 第 3 項に定める個人会員の入会届は第 1 号様式によるものとし、会則第 6 条の 3 第 2 項に定める法人会員の入会届は第 2 号様式によるものとする。

2 会則第 6 条の 2 第 3 項に定める個人会員の職印届は、第 3 号 (1) 様式によるものとし、同第 6 条の 3 第 2 項に定める法人会員の職印届は、第 3 号 (2) 様式によるものとする。

(会員証の掲示等)

第 5 条の 3 会則第 8 条に定める会員証の有効期間は、5 年とする。

2 個人会員の会員証は第 4 号様式によるものとし、法人会員の会員証は第 5 号様式によるものとする。

3 会員は、業務及び会務において上着を着用するときは、左襟上部に行政書士徽章を付けなければならない。

(会員証等の返還)

第 5 条の 4 会員は、会則第 1 2 条及び第 1 3 条の規定により本会の会員たる資格を失ったときは、個人会員は会員証及び行政書士徽章を、法人会員は会員証を会長に返還しなければならない。

(会員証等の再交付)

第 5 条の 5 会員は、会員証及び行政書士徽章を紛失し若しくは損傷したとき、又は会員証の記載事項に変更があったときは、会長に申請し、その再交付を受けなければならない。この場合において、損傷した会員証及び行政書士徽章は返還しなければならない。

2 前項の規定により再交付を受けた会員証の有効期間は、第 5 条の 3 第 1 項による。

(補助者の証)

第 5 条の 6 会長は、行政書士法施行規則（昭和 2 6 年総理府令第 5 号）第 5 条で定める補助者には、補助者の証を交付する。

(会費の納入方法)

第 6 条 会費は 1 年を 4 期に分け 4 月から 6 月までを第 1 期、7 月から 9 月までを第 2 期、1 0 月から 1 2 月までを第 3 期、翌年 1 月から 3 月までを第 4 期とし、納期はそれぞれ当該期の最初の月の 1 7 日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本人が希望した場合は年1回払い（4月払い）又は年2回払い（4月払い及び10月払い）とすることができる。
- 3 会費は会員が指定した郵便局の登録口座から振替により前納するものとする。
- 4 年度途中において新たに会員となった者の会費の納入については、会員となった月から次期口座振替により納入することとなる前月までを、入会のとき納入するものとし、次期からの会費納入は前各項の規定によるものとする。

（未納者）

第7条 残高不足等により未納となった場合は、会員は速やかに当該会費を当会指定の郵便局の口座へ振り込みしなければならない。

（督促）

第8条 会員が前条の規定にかかわらず会費を納入しない場合は、会長は14日以内の期限を定めた会費納入督促書により速やかに当該会員に対し督促をするものとする。

（支部交付金）

第9条 会則第76条で定める支部交付金は、支部会員から納入された会費の10分の1の額とする。

第10条から第13条まで削除

（登録の申請の処理）

第14条 会長は、法第6条第1項で定める登録の申請があったとき又は法第6条の4で定める変更登録の申請があったときは、連合会の会則及び規則で定めた申請書類等の事実を確認するため必要な調査を行い、20日以内に意見書とともに連合会に進達するものとする。

第15条 削除

（支部の名称及び区域）

第16条 本会支部の名称及び区域は次のとおり定める。

- (1) 川崎南支部 川崎市のうち川崎区及び幸区の区域
- (2) 川崎北支部 川崎市のうち上記以外の区域
- (3) 鶴見・神港支部 横浜市のうち鶴見区、神奈川区及び港北区の区域
- (4) 緑支部 横浜市のうち緑区、青葉区及び都筑区の区域
- (5) 横浜中央支部 横浜市のうち中区、西区及び保土ヶ谷区の区域
- (6) 旭支部 横浜市のうち旭区及び瀬谷区の区域
- (7) 南・港南支部 横浜市のうち南区及び港南区の区域
- (8) 磯子・金沢支部 横浜市のうち磯子区及び金沢区の区域
- (9) 戸塚支部 横浜市のうち戸塚区、栄区及び泉区の区域
- (10) 鎌倉支部 鎌倉市、逗子市及び三浦郡の区域
- (11) 横須賀・三浦支部 横須賀市及び三浦市の区域
- (12) 湘南支部 藤沢市、茅ヶ崎市及び高座郡の区域
- (13) 相模原支部 相模原市の区域
- (14) 厚木支部 厚木市及び愛甲郡の区域
- (15) 平塚支部 平塚市及び中郡の区域
- (16) 秦野・伊勢原支部 秦野市及び伊勢原市の区域
- (17) 小田原支部 小田原市、南足柄市、足柄上郡及び足柄下郡の区域
- (18) 大和・綾瀬支部 大和市及び綾瀬市の区域

(19) 海老名・座間支部 海老名市及び座間市の区域

(支部規則)

第16条の2 会則第75条第1項第2号で定める支部規則には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 名称及び事務所の所在地
- (2) 役員に関する事項
- (3) 会議に関する事項
- (4) 会計、経理に関する事項
- (5) その他支部の重要な運営に関する事項

第17条 削 除

(旅 費)

第18条 本会役員並びに各委員会委員及び部員が会務のため出張したときは、旅費を支給する。支給額は、別表2のとおりとする。

2 本会会員が会務のため会長の意を受けて出張する場合も前項と同様とする。

(旅費の種別)

第19条 旅費は交通費、日当及び宿泊費とする。

(交通費の算定)

第20条 交通費は目的地との間の順路に応じて算定支給する。ただし、順路による旅行が不可能と認められた場合にはこの限りでない。

(宿泊日当の算定)

第21条 日当は出発の日より用務終了して帰着の日までの旅行日数に応じて、又宿泊費は宿泊数（夜数）に応じて算定支給する。

(特別旅費)

第22条 第18条、第19条、第20条に該当しない特別の理由がある場合には、会長の承認を得て特別旅費を支給することができる。

(旅費前渡金)

第23条 旅費は概算により仮払いを受けることができる。仮払いを受けた旅費は帰着後5日以内に精算しなければならない。

(請求と報告)

第24条 旅費の支給を受けるときは所定の請求書をもって請求し、出張報告書を提出しなければならない。

(秘密保持義務)

第25条 行政機関又は民間の委託業務に関与する者及び当該委託業務に係る本会役員は、正当な事由なく、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この規則は昭和58年4月16日から施行し、従前の施行規則は廃止する。

附 則

この規則は、昭和59年8月18日から施行する。ただし、改正後の第14条から第14条の4までの規定は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和59年10月6日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。（戸塚支部関係）

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。（登録関係等）

附 則

この規則は、昭和61年11月3日から施行する。（横浜市行政区再編成に伴う分区）

附 則

この規則は、昭和62年3月7日から施行する。（連合会の登録証票）

附 則

この規則は、昭和62年12月4日から施行する。（変更登録関係）

附 則

この規則は、平成元年9月2日から施行する。（第2．3．4業務部分掌の明確化）

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。（身分証明書）

附 則

この規則は、平成5年1月1日から施行する。（旅費の別紙）

附 則

この規則は、平成5年7月1日から施行する。（支部交付金）

附 則

この規則は、平成6年11月6日から施行する。（横浜市行政区再編成に伴う分区及び会員徽章）

（経過措置）

改正前の規則の規定による徽章で、この規則施行の際、現に効力を有するものは改正後の規則による徽章とみなす。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。（会費の納入方法）

附 則

この規則は、平成8年4月15日から施行する。（会員証の様式改正、身分証明書の廃止の廃止、支部長による事務所調査の廃止）

附 則

この規則は、平成9年6月10日から施行する。（部委員の廃止）

附 則

この規則は、平成9年10月1日から施行する。（鶴見支部、神港支部の統合）

附 則

この規則は、平成10年10月1日から施行する。（中支部、西支部の統合）

附 則

この規則は、平成11年4月14日から施行する。（部長・副部長の人数削除、部の名称変更）

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。（ワーキンググループの設置、業務分掌の変更）

附 則

この規則は、平成12年4月17日から施行する。（件別報酬額の基準の削除）

附 則

この規則は、平成12年7月21日から施行する。（支部名の変更、横須賀・三浦支部、湘南支部、大和・綾瀬支部、海老名・座間支部、報酬の額の様式の変更）

附 則

この規則は平成13年3月8日から施行する。（相談部の設置）

附 則

この規則は平成16年4月1日から施行する。（業務組織、業務分掌の変更）

附 則

この規則は平成16年8月1日から施行する。（行政書士法人制度創設に伴う改正）

附 則

この規則は平成17年4月1日から施行する。（旅費の別表の改正）

附 則

この規則は、平成18年1月24日から施行する。（会費の分割納入の追加、会費納入督促書様式の廃止）

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。（入会届、職印届及び会員証の様式追加、様式番号の整理、正副会長会を追加、研修部及び法人・法務部の業務分掌の変更）

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。（解嘱規定の追加、部長及び座長の会長決裁必要事項の明確化）

附 則

この規則は、平成19年6月11日から施行する。（支部の区域変更）

附 則

この規則は、平成20年6月6日から施行する。（国際部の業務分掌の変更）

附 則

この規則は、平成20年11月14日から施行する。（会則の条数繰下げに伴う該当条項引用の改正）

附 則

この規則は、平成21年5月26日から施行する。（業務組織の変更）

附 則

この規則は、平成23年度総会における会則改正決議を経て、当該会則に係る神奈川県知事認可の日（平成23年6月23日）から施行する。（業務組織の条文に係る変更）

附 則

この規則は、平成23年11月21日から施行する。（第5条の2第2項変更と秘密保持義務の追加）

附 則

この規則は、平成24年12月13日から施行する。（本部設置の項の追加）

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。（第2条の研修相談部の分離、業務組織の別表）

附 則

この規則は、平成26年度総会における会則改正決議を経て、当該会則に係る神奈川県知事認可の日(平成26年7月7日)から施行する。(常務理事の職務の追加)

附 則

この規則は、平成26年8月22日から施行する。(部長等、部員、委員の退任規定の追加)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。(別表2の修正)

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。(共済の削除、業務分掌の変更)

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。(職印届、会員証の様式の変更)

附 則

この規則は、令和元年5月1日から施行する。(改元に伴う様式の変更)

別表 1

1	総務部	7	相談部
2	経理部	8	運輸警察部
3	法規監察部	9	建設環境部
4	広報部	10	民事法務部
5	企画部	11	国際部
6	研修部		

別表 2

交通費	交通費は、実費を支給する。	
日 当	① 1以上の出張目的の事柄が 5時間以上に亘る場合	左欄以外の場合
	② 県外出張の場合	1出張目的の事柄
	10,000円	5,000円
	1日当たりの支給限度額は10,000円	
宿泊費	宿泊費は、実費を支給する。	
	宿泊施設	宿泊施設以外
	実費	5,000円

第1号様式(第5条の2第1項関係)

入 会 届

〇〇 年 月 日

神奈川県行政書士会会長 殿

氏 名 印

神奈川県行政書士会会則第6条の2第3項の規定により入会届を提出します。

ふりがな		性 別	男 女
氏 名		生年月日	大 昭 年 月 日 平
本 籍 (都道府県名 又は国籍)			
住 所	(〒) 電 話 ()		
事 務 所 の 所 在 地	(〒) 電 話 ()		
	携 帯 電 話 ()		
	E-mail	F A X ()	
資 格	行政書士	都道	
	試験合格	府県	年度 合格証番号第 号
	その他の 資 格	行政書士法第2条第 号	
登 録 番 号	※ 第 号	会 員 番 号	※ 第 号
登 録 年 月 日	〇〇 年 月 日	入 会 年 月 日	〇〇 年 月 日
職 印 届 年 月 日	※ 〇〇 年 月 日	支 部 名	※ 支部

※欄は記入しないでください。

第2号様式(第5条の2第1項関係)

行政書士法人入会届出書

〇〇 年 月 日

神奈川県行政書士会会長 殿

法人名称

(代表)社員

印

本行政書士法人が新たに行政書士会に入会したので、神奈川県行政書士会会則第6条の3第2項の規定により、下記の通り届け出ます。

記

入会した行政書士会名		行政書士会			
事由 該当にチェック		<input type="checkbox"/> 主たる事務所の設置又は移転による入会(以下「1」の欄のみに記入) <input type="checkbox"/> 従たる事務所の設置又は移転による入会(以下「1」「2」の欄ともに記入)			
1	法人名称			※ 法人番号	
	主たる事務所の名称			設置年月日	〇〇 年 月 日
	新たな所在地	〒		電話番号	
	旧所在地	〒			
2	従たる事務所の名称			設置又は移転 年月日	〇〇 年 月 日
	新たな所在地	〒		電話番号	
	旧所在地	〒			

※欄は記入しないでください。

・添付書類： 1 登記簿謄本 2 定款の写し

・主たる事務所の移転による入会届の場合は、「行政書士法人名簿登載事項変更届出書」とともに提出すること。
この際、本届出に係る添付書類は変更届の添付書類で補完するため不要。

・従たる事務所の設置による入会届の場合は、「1」欄の設置年月日及び「2」欄の旧所在地の記入は不要。

第3号(1)様式(第5条の2第2項関係)

行政書士職印(改印)届

〇〇 年 月 日

神奈川県行政書士会会長 殿

登録番号 第 号

事務所
所在地

氏 名 _____ 印

神奈川県行政書士会会則第6条の2第3項の規定により、次のとおり職印を調製(改印)しましたのでお届けします。

職 印 押 印 欄
職印調製(改印)年月日
〇〇 年 月 日

第3号(2)様式(第5条の2第2項関係)

行政書士法人職印(改印)届

〇〇 年 月 日

神奈川県行政書士会会長 殿

法人名称

事務所の名称

法人番号 第 号

事務所
所在地

(代表)社員 _____ 印

神奈川県行政書士会会則第6条の3第2項の規定により、次のとおり職印を調製(改印)しましたのでお届けします。

職印押印欄
職印調製(改印)年月日
〇〇 年 月 日

第4号様式（第5条の3第2項関係）

(表面)

(裏面)

<p style="text-align: center;">会 員 証 (個)</p> <p>氏 名</p> <p>生 年 月 日</p> <p>登 録 番 号 第 号</p> <p>会 員 番 号 第 号</p> <p>入会年月日</p> <p>事務所の名称</p> <p>事務所所在地</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行 上記の者は本会会員であることを証明する (発行日から5年間有効)</p> <p style="text-align: right;">神奈川県行政書士会会長 印</p>	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この会員証は常に携帯し、他人に貸与又は譲渡してはならない。 2 この会員証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。 3 更新等により新たに会員証の交付を受けたとき、又は本会の会員たる資格を失ったときは、速やかに本証を返還しなければならない。
--	---

第5号様式（第5条の3第2項関係）

(表面)

(裏面)

<p style="text-align: center;">法 人 会 員 証 (主)</p> <p>法 人 名 称</p> <p>成 立 年 月 日 年 月 日</p> <p>会 員 番 号 第 号</p> <p>入 会 年 月 日 年 月 日</p> <p>事務所の名称</p> <p>法 人 番 号 第 号</p> <p>事務所所在地</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行 上記の者は本会会員であることを証明する (発行日から5年間有効)</p> <p style="text-align: right;">神奈川県行政書士会会長 印</p>	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この会員証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。 2 この会員証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。 3 更新等により新たに会員証の交付を受けたとき、又は本会の会員たる資格を失ったときは、速やかに本証を返還しなければならない。
--	--